

第9回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

■事業報告

- ・会社の体制および方針

■計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

GVA TECH株式会社

会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、その基本方針を取締役会において決議しております。当該基本方針の概要は下記のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、法令・定款の遵守はもとより社会規範を尊重し、公正で適切な経営を目指し、当社のパーパスと定款・各種社内規程を定めるとともに、全社に周知・徹底する。
- (b) コンプライアンス規程及びマニュアルを制定し、コンプライアンス委員会においてコンプライアンス推進に関する審議を行うとともに、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (c) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応するとともに、通報者に不利益が無いことを確保するものとする。
- (d) 当社は、健全な会社経営のため反社会的勢力との一切の関係を遮断し、また不当な要求はいかなる場合もこれを拒絶する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- (b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理する体制を構築する。
- (b) 経営会議において、定期的リスク管理について審議し、事業活動における各種リスクの防止及び損失の最小化を図る。
- (c) 緊急事態発生時には、臨時経営会議を開催して情報の収集を行い、社内外への適切な情報伝達を含め、当該緊急事態に対して適切かつ迅速に対処するとともに、取締役会に報告するものとする。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (b) その他経営に関する重要事項を協議又は決議する機関として経営会議を設置する。
- (c) 取締役会は、中期経営計画を決議し、管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- (d) 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (e) 内部監査責任者は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役の求めに応じて、当社の使用人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- (b) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。
- (c) 当該使用人の人事異動については、監査役の同意を得るものとする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとし、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- (c) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに管理部及び担当役員に報告し、管理部は監査役に報告する。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は、代表取締役と随時意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (b) 監査役は、会計監査人及び内部監査責任者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (c) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- (d) 監査役の職務の執行について生ずる費用について、監査役からその前払又は償還を求められたときには、職務の執行に必要なと認められる場合を除き、当社は遅滞なくこれに応じることとする。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、その適合性を確保する。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断・排除するとともに、不当な要求を断固として拒否することを基本方針とする「反社会的勢力対応規程」を定めている。反社会的勢力排除の主管部門は管理部と定め、管理部長をその責任者としており、管理部の長は、平時より警察等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集とその管理を行っていく。また、「反社会的勢力排除対応マニュアル」において、反社会的勢力との関係を遮断・排除するための調査方法、反社会的勢力が接触してきた場合の対応方法等を定めている他、反社会的勢力排除に関する従業員への教育訓練も実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における前記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

取締役会については、原則月1回定期的に開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

2. コンプライアンス体制及び研修の実施状況

当社では、コンプライアンス基本方針及びコンプライアンス規程において、行動指針、行動基準により、社員行動の具体的指針を定め全役職員に周知徹底させております。また、全社員を対象としたコンプライアンス研修を実施することでコンプライアンスに対する意識の啓蒙を図っております。あわせて内部通報制度に伴う内部通報窓口を社内外に設置し、従業員（派遣社員、契約社員、パートタイマー、退職者を含む）に当該通報窓口を周知徹底することで、相談及び通報を幅広く受け付ける体制を整えております。

3. リスク管理体制及び内部監査の活動状況

当社では、内部監査については、内部監査担当が内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会に報告し、不正リスクの撲滅や業務改善に向けた整備を推進いたしました。またリスク管理規程を定め各業務部門のリスク認識とその分析・評価などを実施する管理体制の構築及び運用を行っております。あわせてISO/IEC27001：2022認証取得により、情報資産に関するマネジメントに努めております。

4. 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役は、取締役、内部監査担当者その他の使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行いました。また四半期に一度、社外取締役とも会議を開催し、情報共有を図るとともに、常に情報収集できるよう社内共通のサーバーにいつでもアクセスできる環境を整えております。

5. 社内規程の制定、改定

当社では、各種規程については、適宜見直しを行い、必要に応じて専門家の意見を求め規程の改定や新設を行っております。また規程の改定時には社員に対し適切な説明を行うとともに、社員がいつでも閲覧できる社内掲示板に設置して周知徹底を図ってまいります。

6. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力チェックマニュアル」「反社会的勢力排除対応マニュアル」等の社内規程に明文の根拠を設け、すべての取引先、すべての採用予定者等についてコンプライアンスチェック（反社チェック）を実施しております。このように、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、財政状態や経営成績等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当社は現在成長過程にあり、更なる成長に向けた事業基盤の整備や事業の拡充、プロダクトの開発、サービスの充実やシステム環境の整備等への投資に有効活用することが、株主に対する利益貢献につながると考え、創業以来無配としております。将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら配当を実施していく方針ではありますが、現時点において配当の実施時期等については未定であります。

なお当社は、会社法第459条の規定に基づき、剰余金の配当を株主総会の決議によらず、取締役会の決議で行うことができる旨を当社定款に定めております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
			そ の 他 利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
2025年1月1日残高	407,188	1,398,290	△1,237,227	－	568,252	37,652	605,904
事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行	2,371	2,371			4,743		4,743
当期純損失(△)			△315,590		△315,590		△315,590
自己株式の取得				△50	△50		△50
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)						△308	△308
事業年度中の変動額合計	2,371	2,371	△315,590	△50	△310,897	△308	△311,206
2025年12月31日残高	409,560	1,400,662	△1,552,817	△50	257,354	37,343	294,697

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………3年

工具器具備品……………3～10年

無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社はLegalTech SaaS事業及び登記事業の2つを主な事業とし、LegalTech SaaS事業では主に「A I 法務アシスタント」「法務データ基盤」「A I 契約レビュー」「契約管理」の4つのモジュールから構成されている「OLGA」の提供を行っております。また、登記事業では主に「GVA法人登記」の提供を行っております。

(1) LegalTech SaaS事業

「OLGA」は、各サービスの導入準備及び契約期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。導入準備は導入完了時点で履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。また、導入後は契約期間にわたり履行義務が充足されるため、契約期間にわたり収益を認識しております。なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1年以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 登記事業

「GVA法人登記」は、登記書類を作成し顧客に提供する義務を負っており、当該履行義務を提供することで履行義務を充足し、収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1年以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	12,085千円
無形固定資産	821,561千円
投資その他の資産	137千円
減損損失	一千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、営業活動から生じる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなるなど減損の兆候がある場合には、減損損失の認識の要否を判断しております。

この判定における資産のグルーピングは、管理会計上の区分に基づき、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、LegalTech SaaS事業及び登記事業における各プロダクトを基本単位としており、本社等の共用資産については、共用資産を含むより大きな単位でグルーピングを行っております。

減損損失の認識の要否の判定にあたっては、取締役会において承認された将来の事業計画に基づき見積られた各資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較しております。

当事業年度において、LegalTech SaaS事業、登記事業における各プロダクト及び当社について、営業活動から生じる損益が継続的にマイナスとなっていることから、当該各プロダクトの資産グループ及び共用資産を含むより大きな単位について、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否の判定を行っております。

減損損失の認識の要否の判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ることが確認できたことから、減損損失を計上しておりません。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の認識の要否の判定における割引前将来キャッシュ・フローは、過去の実績、クラウド市場の展望及び競合他社の動向等事業環境を反映した達成可能性が十分に高い、取締役会において承認された事業計画を基礎として見積られております。その主要な仮定は、事業計画の売上高の算出の基礎となるLegalTech SaaS事業における将来の商談件数及び登記事業における将来のサイト訪問者数であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

減損損失の認識の要否の判定における割引前将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる主要な仮定には高い不確実性が存在するため、今後において将来の各資産グループを取り巻く経営環境に変化が生じた場合、減損損失の認識の要否の判定を見直す必要が生じ、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	3,718千円
--------	---------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社では、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に基づき、繰延税金資産の回収可能性の検討を行っております。

当事業年度末において将来の合理的な見積可能期間の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、一時差異等のスケジュールリングの結果、回収が可能な将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金にかかる繰延税金資産を計上しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いる課税所得は、主として取締役会によって承認された事業計画を基礎として見積りを行っております。その主要な仮定は、1.固定資産の減損 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 ②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主

要な仮定に記載の通りです。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は課税所得の見積りによるところが大きく、その見積りの前提となる主要な仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類における繰延税金資産の金額に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	24,112千円
----------------	----------

株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--|------------|
| 1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 4,628,798株 |
| 2. 当事業年度末の自己株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 95株 |
| 3. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 149,320株 |

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,893千円
その他	168 //
税務上の繰越欠損金	785,599 //
繰延税金資産小計	787,661千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△783,938千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	- //
評価性引当額小計	△783,938千円
繰延税金資産合計	3,722千円
繰延税金負債	
未払消費税	△4千円
繰延税金負債合計	△4千円
繰延税金資産の純額	3,718千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更による影響は軽微であります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に自己資金と借入によって賄っております。また、資金運用については、主に短期的な預金、流動性の高い金融資産等によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は1年以内に決済が到来するものであり、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程等に従い、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金、未払金及び借入金については、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
長期借入金（注）	729,729	719,354	△10,374

(注) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時 価 (千円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
長期借入金	－	719,354	－	719,354
負債計	－	719,354	－	719,354

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	55円60銭
1 株当たり当期純損失 (△)	△68円19銭

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度
LegalTech SaaS事業	816,089
登記事業	667,724
顧客との契約から生じる収益	1,483,813
外部顧客への売上高	1,483,813

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	84,775
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	71,125
契約負債（期首残高）	209,539
契約負債（期末残高）	280,497

契約負債は主に、LegalTech SaaS事業及び登記事業における収入に係るものであり、支払い条件に基づきサービスの履行義務を充足する前に顧客から対価を受領したものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

また、過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。